



地理的表示保護制度 表示ガイドライン

(平成27年7月版)

農林水産省 食料産業局

新事業創出課



はじめに

平成26年、第186回通常国会において「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(地理的表示法)が成立し、平成27年6月1日から施行されることとなりました。

現在、全国のような地域において、気候や風土、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得するに至った産品が多く存在しています。このような産品は、「地域ブランド産品」として、これまでも地域活性化の重要なツールとされてきました。

地理的表示法は、この「地域ブランド産品」の品質を評価し、産品の名称である「地理的表示」を知的財産として保護するものです。具体的には、産品の基準と併せて登録を受けた地理的表示が、その産品が満たすべき基準を満たしていないものに使用されていた場合に、行政が取締りを行うというものです。

このような行政による公的な保護を通じて、産品の適切な評価を維持し、その財産的価値の維持向上を目指すとともに、需要者が抱く産品への信頼の保護を図っていくことが、本制度の目的です。

本ガイドラインでは、生産業者、流通業者、小売業者、その他食品等の表示の関係者の方々に向けて、本制度における行政の取締りについて、具体的に解説を行っていきます。

制度の趣旨をご理解いただき、地理的表示のブランド価値の向上に向けて、皆様のご協力をお願いいたします。

目次

1 地理的表示法における表示規制について	p2
1-1 地理的表示を付することができる場合	
1-2 地理的表示を付することができない場合	
1-2-1 規制の対象となる物について	
1-2-2 規制の対象となる表示について	
1-2-3 規制の適用除外について	
1-3 GIマークに関する表示規制	
1-4 違反した場合の措置	
1-5 チェックシート	
2 地理的表示法のマークについて	p12
2-1 マークのデザイン	
2-2 マークのサイズ	
2-3 マークを付する箇所	
2-4 登録番号の記載	
3 Q&A	p17
4 お問い合わせ先	p25

1 地理的表示法における表示規制について

ある製品の名称が地理的表示として登録を受けた場合、農林水産物等又はその包装・容器・送り状（以下「包装等」という。）にその地理的表示及び登録標章（以下「GIマーク」という。GI: Geographical Indication（地理的表示））を付することができる者は制限され、その他の者は付することができないこととなっています。

この章では、登録を受けた地理的表示及びGIマークを付することができる場合とできない場合について、地理的表示の登録を受けた「〇〇りんご」という架空の産品を例に挙げて説明します。

地理的表示登録

〇〇りんご



※ 本ガイドラインにおいて赤色のりんごは「登録産品」（登録を受けた地理的表示に係る登録の基準を満たした産品のこと）であることを示し、緑色のりんごはその他の一般的なりんごを示します。

1-1 地理的表示を付することができる場合

登録を受けた地理的表示を付することができるのは、以下の要件を満たす場合のみです（法第3条第1項）。

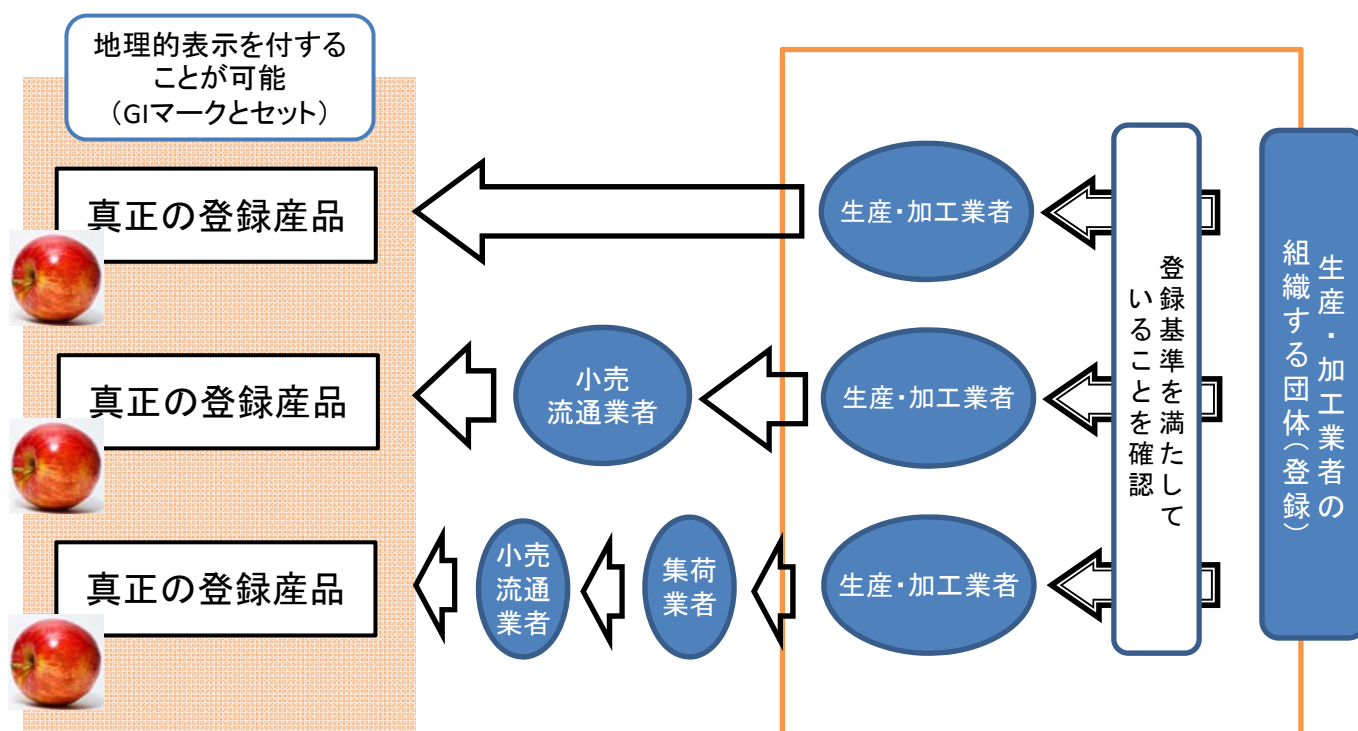
(1) 地理的表示を付することができる対象

- ① 登録を受けた生産者団体の構成員である生産業者が生産し、
- ② 登録基準を満たしている（登録を受けた生産者団体の生産行程管理を適切に受けたもの）農林水産物等又はその包装等であること。

(2) 地理的表示を付することができる者

- ① (1)①の生産業者
- ② (1)①の生産業者から直接又は間接に譲り受けた者（流通・小売業者等）であること。

なお、地理的表示を付する際には、併せてGIマークを付する必要があります（省略することはできません）。（→1-3を参照）〔関連Q&A: Q2～Q9〕



1-2 地理的表示を付することができない場合

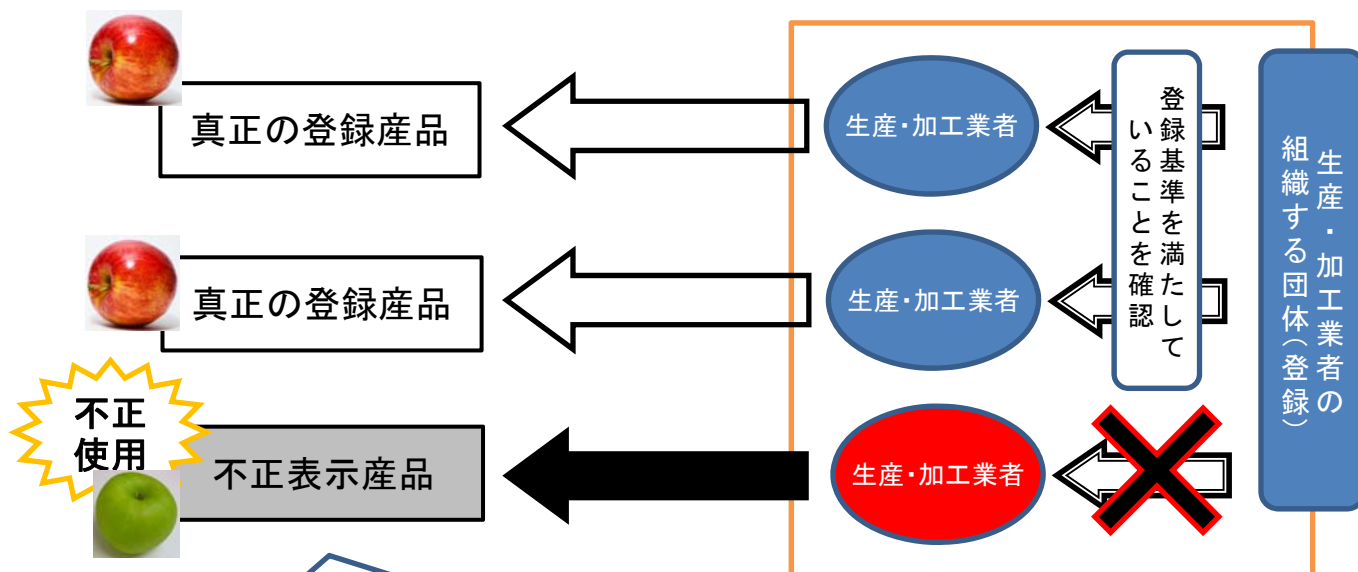
一方で、1-1の場合を除いては、

- 1) 何人も
- 2) 登録産品が属する区分に属する農林水産物等又はその加工品に(→1-2-1を参照)
- 3) 登録を受けた地理的表示又はこれに類似する表示(→1-2-2を参照)

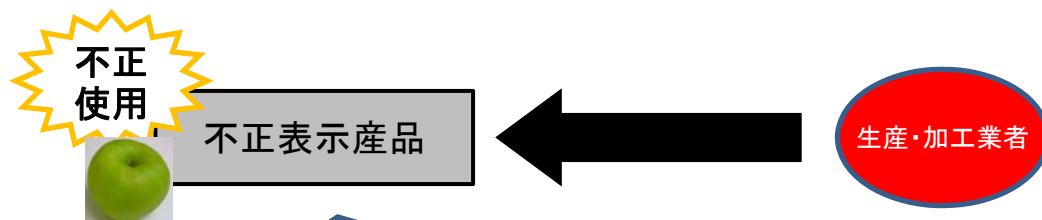
を付することはできないこととなっています(法第3条第2項柱書)。

ただし、いくつかの場合においては、この規制の適用を受けないことがあります。(→1-2-3を参照)
(なお、いずれの場合であっても、GIマークを付することはできません(→1-3を参照)。)

[関連Q&A:Q10~Q13]



基準を満たしていない(登録を受けた生産者団体の生産行程管理を適切に受けていない)産品に、地理的表示又は類似する表示を付することはできない(1-1の(1)②を満たさない)。



登録を受けた生産者団体に加入していない者が生産した産品に、地理的表示又は類似する表示を付することはできない(1-1の(1)①を満たさない)。

1-2-1 規制の対象となる物について

地理的表示の使用規制が及ぶ対象の範囲は、

- ① 登録産品が属する区分に属する農林水産物等及び
- ② ①を主な原料又は材料として製造され、又は加工された農林水産物等と定められています。

「〇〇りんご」の例の場合は、次のようになります。

地理的表示登録

〇〇りんご



(第3類 果実類)



① 同一区分の農林水産物等について

区分とは、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第三条第二項の規定に基づき農林水産物等の区分等を定める件(平成27年農林水産省告示第1395号)において定められている農林水産物等の区分を指します。

(区分の例)

「第1類 穀物類」…米穀、麦類、雑穀、豆類等

「第6類 生鮮肉類」…牛肉、豚肉、鶏肉等

「第17類 野菜加工品類」…塩蔵野菜、野菜漬物、カット野菜等

(区分の詳細については、ウェブサイトに掲載しておりますので、そちらをご覧ください(p25を参照)。)

「〇〇りんご」の場合、りんごは「第3類 果実類」の区分に属するため、「第3類 果実類」に属する農林水産物等(りんご、なし等)に「〇〇りんご」という地理的表示又は類似する表示を付することはできません。(GIマークを付することもできません(→1-3を参照)。)[関連Q&A:Q14]

ケース①

登録産品でないりんご、なし等に「〇〇りんご」と表示





② 加工品について

加工品とは、

- ① 登録産品が属する区分と同一の区分に属する農林水産物等を主な原材料として
 - ② 製造又は加工された
 - ③ 農林水産物等
- のことを指します。

「〇〇りんご」の場合、りんごが属する「第3類 果実類」に属する農林水産物等(りんご、なし等)の加工品(ジュース、パイ等)に「〇〇りんご」又は類似の表示を付することはできません(法第3条第2項柱書)。

ただし、登録産品である「〇〇りんご」を主な原材料として使用した加工品には、「〇〇りんご」を付することができます(法第3条第2項第1号)。[\[関連Q&A: Q15、Q16\]](#)
(また、いずれの場合も、GIマークを付することはできません(→1-3を参照)。)

ケース②

登録産品でないりんごを使用した加工品に「〇〇りんご」と表示



〇〇りんご
ジュース



〇〇りんご
パイ



ケース③

登録産品の「〇〇りんご」を使用したジュースに「〇〇りんご」と表示
(法第3条第2項第1号)



〇〇りんご
ジュース



※ この場合、GIマークを付することはできませんが、「〇〇りんご」が地理的表示の登録産品であること及び「〇〇りんご」の登録番号を記載することは可能です。[\[関連Q&A: Q17\]](#)

1-2-2 規制の対象となる表示について

- ある地理的表示が登録を受けた場合、付することができなくなる表示は、
- ① 登録を受けた地理的表示と同一の表示
 - ② 登録を受けた地理的表示と類似する表示
- と定められています。

① 同一の表示について

地理的表示と社会通念上同一と認められる範囲の名称の表示は、地理的表示と同一の表示として使用規制が及びます。〔関連Q&A:Q8〕

ケース④

同一の表示
(基準を満たしていない産品に付する場合)



〇〇りんご



〇〇林檎



〇〇リンゴ



② 類似の表示について

地理的表示と類似する表示にも使用規制が及びます。この類似する表示とは、登録産品とそれ以外の産品との識別を困難にするような表示をいい、具体的には、表示の外観や呼称が紛らわしいもの等、当該表示により、その表示が付された産品が登録産品の特性を有していると認識させるような表示のことを指します。

類似する表示には、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則(平成27年農林水産省令第58号。以下「施行規則」という。)第2条に規定されているとおり、次のような表示を含むこととなっています。〔関連Q&A:Q8〕

ケース⑤

外観や呼称が類似する表示



〇〇 りんご



※ 「〇〇 りんご」が「〇〇りんご」と外観上類似

ケース⑥

真正の生産地の表示を付した表示



△△産
〇〇りんご



ケース⑦

「～風」「～型」等の表示を付した表示



〇〇風りんご



〇〇りんご型
りんご

ケース⑧

「〇〇りんご」を翻訳した表示



〇〇 apple
(英語表記)





1-2-3 規制の適用除外について

地理的表示の使用規制は、以下のような場合には及ばないこととなっています(法第3条第2項各号及び施行規則第3条各号)。

ただし、いずれの場合であっても、GIマークを付することはできません(→1-3を参照)。

ケース⑨

地理的表示の登録前に商標出願された登録商標「〇〇りんご」をりんごに表示
(法第3条第2項第2号・第3号)



〇〇りんご



「〇〇りんご」を使用できる者

- ・ 商標権者
- ・ 商標法に基づき、登録商標を使用する権利を有する者

[関連Q&A: Q18]

ケース⑩

地理的表示の登録前から引き続き不正の目的なく、りんごに「〇〇りんご」と表示
[先使用](法第3条第2項第4号)



〇〇りんご



「〇〇りんご」を使用できる者

- ・ 地理的表示の登録前から不正の目的なく地理的表示と同一又は類似する名称を使用してきた者
- ・ その者から業務を承継した者
- ・ その物を直接又は間接に譲り受けた者

※ 「不正の目的」については、Q&AのQ19をご覧ください。

ケース⑪

地理的表示の登録前から引き続き不正の目的なく、りんごジュース(同区分の農林水産物等を原材料とした加工品)に「〇〇りんごジュース」と表示[先使用]
(施行規則第3条第1号)



〇〇りんご
ジュース



「〇〇りんごジュース」を使用できる者

- ・ 地理的表示の登録前から不正の目的なく、登録産品が属する区分に属する農林水産物等を主な原材料として加工された産品に地理的表示と同一又は類似する名称を使用してきた者
- ・ その者から業務を承継した者
- ・ その物を直接又は間接に譲り受けた者

ケース⑫

不正の目的でなく、りんごに自己の氏名・名称等である「〇〇りんご」と表示（施行規則第3条第2号）



〇〇りんご園
りんご



「〇〇りんご」を使用できる者

- ・ 不正の目的でなく自己の氏名・名称、著名な雅号、芸名、筆名、これらの著名な略称の表示を付する場合

※ 自己の名称が「〇〇りんご園」の場合

ケース⑬

登録に係る特定農林水産物等の名称に普通名称が含まれる場合に、その名称の一部となっている普通名称を表示（施行規則第3条第3号）



りんご



※ 「〇〇りんご」のうち、「〇〇（地名）」や「りんご」は、それぞれが普通名称である。

1-3 GIマークに関する表示規制

1-1の場合において地理的表示を付する際には、GIマークもセットで付する必要があります。一方、それ以外の場合及び地理的表示を付さない場合には、GIマークを付することはできません。（具体的なマークのデザイン、サイズ、付する箇所等については、「2 地理的表示法のマークについて」をご覧ください。）[関連Q&A: Q5、Q20～Q27]



〇〇りんご

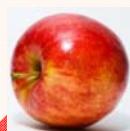


地理的表示とGIマークは
セットで使用



〇〇りんご

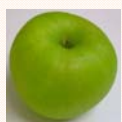
GIマーク無し



表示無し



地理的表示単独又は
GIマーク単独の使用
不可



〇〇りんご



表示無し



基準を満たした産品以外
にはGIマーク使用不可



〇〇りんご



表示無し



加工品には
GIマーク使用不可



1-4 違反した場合の措置

地理的表示及びGIマークの不正使用（地理的表示を使用しつつGIマークを使用しなかった場合を含む。）の事案が確認された場合には、農林水産大臣から除去命令等の措置命令が発出されます（法第5条）。

措置命令にも違反した場合には、法第28条及び第29条に規定された罰則が適用されます。

[関連Q&A:Q28]

○ 地理的表示の不正使用

① 不正使用者に対する
行政措置

農林水産大臣
による命令

② 命令違反

③ 罰則

- ・ 個人： **5年**以下の懲役
又は
500万円以下の罰金（併科可）
- ・ 団体： **3億円**以下の罰金

○ GIマークの不正使用（不使用を含む。）

① 不正使用者に対する
行政措置

農林水産大臣
による命令

② 命令違反

③ 罰則

- ・ 個人： **3年**以下の懲役
又は
300万円以下の罰金
- ・ 団体： **1億円**以下の罰金

1-5 チェックシート

これまでの内容をチェック形式でまとめています。地理的表示の産品を取り扱う場合において、自分が地理的表示及びGIマークを付することができるかを確認する際に、ご参照ください。

りんごを取り扱う 生産業者、小売・流通業者



表示を付する者は、

- ・登録を受けた生産者団体の構成員である生産業者
- ・その生産業者から直接又は間接に産品を譲り受けた者のどちらかである。(参考:p2)

Yes

No

地理的表示を付する産品は、登録を受けた生産者団体が適切に生産行程管理を行ったものである。(参考:p2)

Yes

No

地理的表示とGIマークをセットで付することができます。
(参考:p2、p8)

次のページへ

りんごの加工品を取り扱う 加工業者、加工品の小売・流通業者



原材料として使用している産品は、登録を受けた生産者団体が適切に生産行程管理を行ったものである。(参考:p2)

No

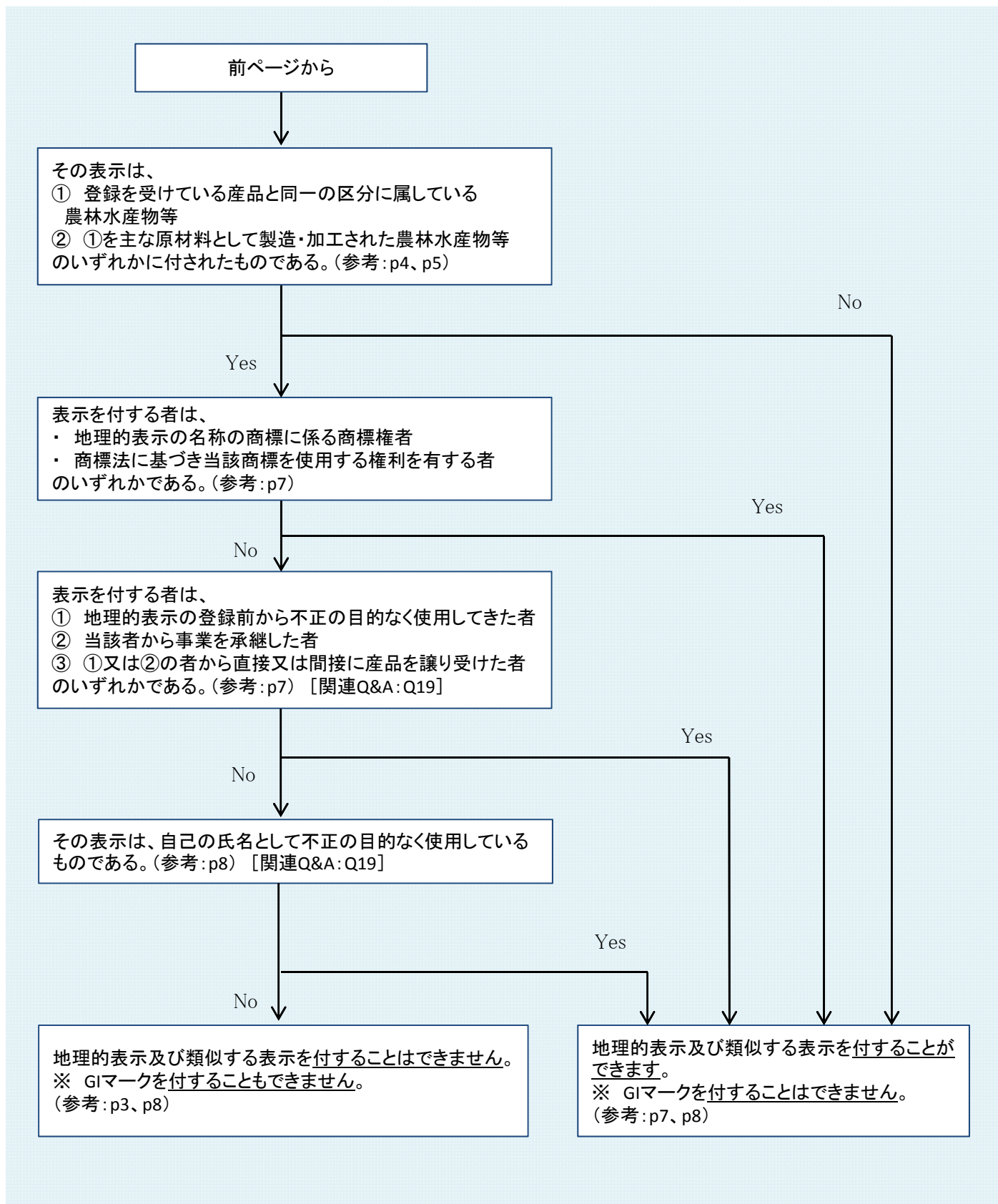
Yes

登録産品を主な原材料として使用して加工したものである。(参考:p5) [関連Q&A:Q15]

No

Yes

地理的表示及び類似する表示を付することができます。
※ GIマークを付することはできません。
(参考:p5、p8)



2 地理的表示法のマークについて

地理的表示法第4条第1項に規定されているGIマークは、その産品が日本の地理的表示保護制度の登録を受けていることを示すマークです。

このGIマークを制定するに当たっては、マークが日本の地理的表示保護制度のものであることをわかりやすくするため、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを強調したデザインを採用しています。



本章では、このGIマークを農林水産物等又はその包装等に付する際の注意事項及び禁止事項を記載しています。

記載された内容に違反し、正しく付されていないものは、法第4条第2項に違反していると判断される場合もありますので、ご注意ください。

2-1 マークのデザイン

GIマークのデザインは、施行規則第4条において、以下のように様式が定められています。これら以外のデザインを使用することはできません。

なお、このデザインはウェブサイト上でダウンロードすることができます(p25を参照)。

■ カラーデザイン

フルカラーのデザインのもので、GIマークの標準デザインとして定められているものです。原則として、GIマークを使用する際は、このデザインのマークを使用するようにしてください。デザインの詳細は、以下のとおりです。

個々のパーツの大きさの割合

マーク中の個々のパーツの大きさについては、以下のように定められています。



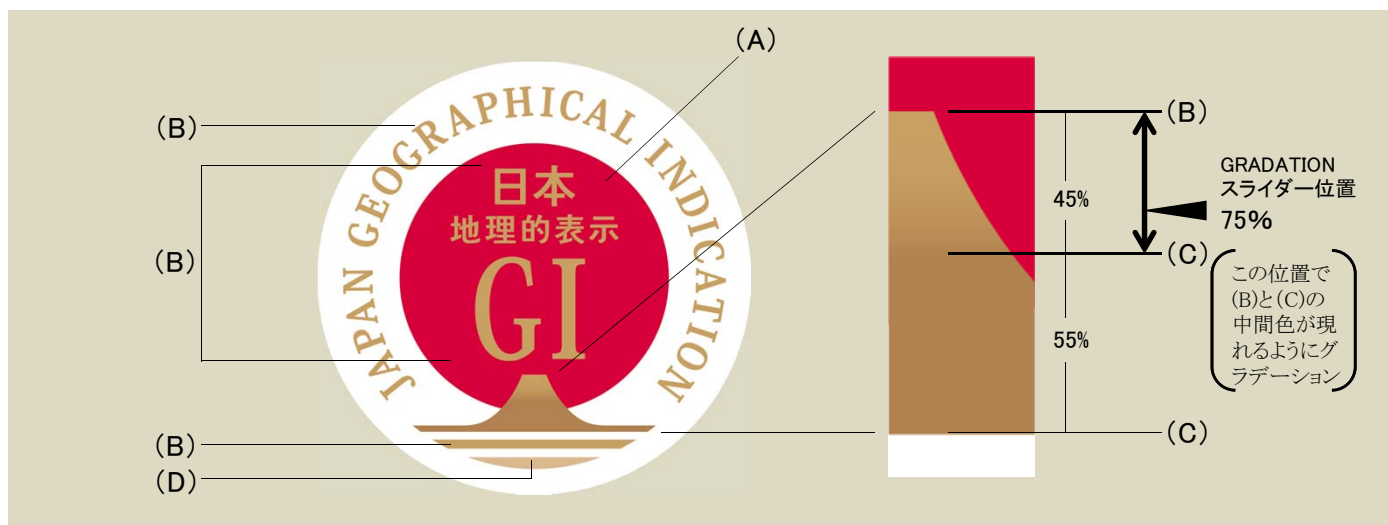
文字のフォント

マーク中の文字のフォントについては、以下のように定められています。

- ・「日本」、「地理的表示」の文字部分…解ゴシックstdW6
- ・「JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION」の文字部分…ベースFONT:小塚明朝pro B
- ・「GI」の文字部分…ベースFONT:小塚明朝pro B 長体83

色

マーク中の個々のパーツの色については、以下のように定められています。



(A) PANTONE 199C
C0% M100% Y65% K10%
R215 G0 B18
WEB : D7003A

(B) PANTONE 4655C
C25% M40% Y65% K0%
R200 G160 B98
WEB : C8A062

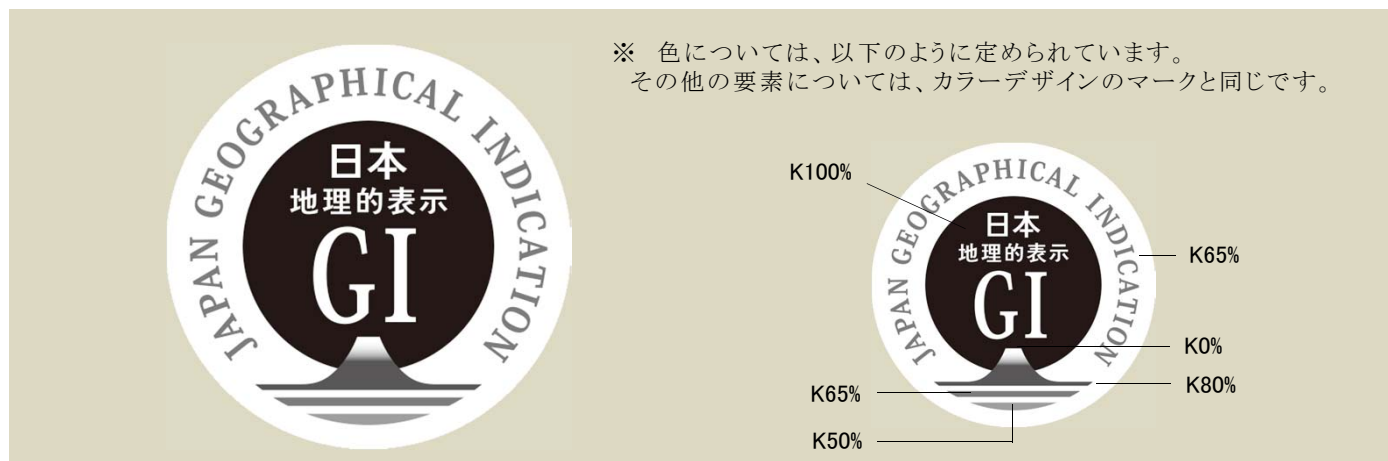
(C) PANTONE 4645C
C30% M50% Y70% K10%
R177 G130 B79
WEB : B1824F

(D) PANTONE 4655C 70%
C17% M30% Y45% K0%
R217 G188 B144
WEB : D9BC90

■ モノクロデザイン

原則としてカラーデザインのGIマークの使用が推奨されますが、カラーデザインのGIマークを付することで、農林水産物等又はその包装等のデザインが損なわれる場合(例:包装紙のデザインを白黒2色に統一している場合)には、代わりにモノクロのGIマークを使用することができます。

ただし、このデザインを使用する場合には、事前に農林水産省新事業創出課までご連絡ください(p25を参照)。





■ 単色デザイン

農林水産物等又はその包装等並びにこれらにGIマークを付する方法（印刷、刻印など）の性質上、カラーデザイン及びモノクロデザインのGIマークを付することが技術的・業務上困難であったり、多くのコストを要する場合には、単色デザインのマークを使用できます。

ただし、このデザインを使用する場合には、事前に農林水産省新事業創出課までご連絡ください（p25を参照）。

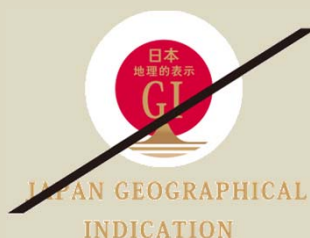


※ 色については、黒一色となるようにしてください。
その他の要素については、カラーデザインのマークと同じです。

■ 使用禁止であるGIマークの例

以上のデザインのGIマーク（カラーデザイン、モノクロデザイン、単色デザイン）以外のデザインのマークをGIマークとして使用することはできません。

また、GIマークに以下のようなアレンジを加えて付することも禁止しています。



指定以外の組み方をしたもの



書体を変更したもの



斜体等の変形表示をしたもの



指定以外の色で表示したもの



パーツの比率を変えたもの



マーク中の文字を他言語にしたもの

2-2 マークのサイズ

GIマークのサイズについては上限はないものの、最小のサイズとして、外円の直径が15mm以上の大きさのものを使用する必要があります（単色デザインの場合は、13mm以上）。



ただし、農林水産物等又はその包装等の性質上、外円の直径が15mmのマークを付することが困難である場合には、外円の直径が10mm以上であればよいこととしています。（外円の直径が10mm未満のGIマークを使用することはできません。）

2-3 マークを付する箇所

GIマークを付するのは、農林水産物等又はその包装等とされています。これを満たしている限り、GIマークを付する箇所については特段の規定はありませんが、地理的表示を付している箇所と近い（需要者が地理的表示とGIマークを一体的に確認できる）箇所であることが望ましいといえます。

また、農林水産物等が陳列等されている状態において、GIマークの確認が困難であるような箇所に付することは望ましくありません。[関連Q&A:Q4]
（例：農林水産物等が棚に陳列されて販売されている場合において、棚に接触している底面にGIマークを付すること等）

2-4 登録番号の記載

地理的表示法の登録を受けた製品には、固有の登録番号が与えられます。この登録番号は、農林水産大臣が登録を行った製品であることを保証するものであるとともに、需要者が農林水産省のウェブサイトで製品の生産地、特性、生産の方法、生産者団体等を調べる際に便利なものです。

そのため、製品にGIマークを付する場合には、併せて登録番号を記載するようにしてください。[関連Q&A:Q27]

なお、登録番号の文字の大きさ、フォント、記載場所等については、特段の規定はありません。



農林水産大臣登録第〇〇〇〇号



農林水産大臣登録第〇〇〇〇号

※ 本ガイドラインに掲載している登録番号の部分の文字フォントは、「MS P明朝」のものです。



3 Q&A

この章では、前章までの内容に加えて、より詳細な点について、制度の運用上どのように取り扱っていくのかという考え方をQ&A方式でまとめています。

Q1. 地理的表示の使用規制が及ぶ農林水産物等の範囲はどのようになっていますか。

全ての食用に供される農林水産物又は食品が使用規制の対象となっています。これに加えて、非食用のものであっても、政令で指定を受けた物品（観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚、真珠、飼料、漆、竹材、精油、木炭、木材、畳表及び生糸）も、使用規制の対象となります。（ただし、これらに該当するものであっても、酒類、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品に該当するものは対象となりません。）

Q2. 登録産品に地理的表示を付することができるのは誰ですか。

登録を受けた生産者団体の構成員である生産業者と、その生産業者から登録産品を直接又は間接に譲り受けた者が地理的表示を付することができます。例えば、生産業者から登録産品を譲り受けた卸売業者や、さらに卸売業者から譲り受けた小売業者が、地理的表示を付することが可能です。

なお、生産業者から地理的表示を付することを委託された者は、「生産業者」に該当しますので、問題なく地理的表示を付することが可能です。

Q3. 登録産品を集荷する農協等に地理的表示やGIマークの貼付を委託することはできますか。

可能です。この場合、登録を受けた生産者団体は、生産行程管理業務の一環として、生産業者を通じて、委託先事業者が登録された基準を満たしていない産品に地理的表示やGIマークを付していないか、地理的表示を使用していない産品にGIマークを付していないか等を確認・指導する必要があります。

具体的な確認・指導の方法は、生産行程管理業務規程において定めることとなります。（申請者ガイドライン別紙3もご参照ください。）

Q4. 地理的表示やGIマークを「付する」とはどのような行為ですか。

登録産品又はその包装等（包装、容器、送り状（産品に添付されて送付される伝票、納品書等を含む。））に、直接地理的表示やGIマークを印刷又は刻印する、地理的表示やGIマークが表示されたシールを貼付することのほか、地理的表示やGIマークを記載した値札等を登録産品の陳列棚に置く場合等が該当します。

Q5. 地理的表示の登録を受けた「〇〇りんご」について、生産業者がりんごを詰めたダンボール箱に地理的表示「〇〇りんご」とGIマークを付して出荷した場合に、

- ① 流通業者がこのダンボール箱に貼付する送り状に「〇〇りんご」と表示したり、小売業者がこのダンボール箱を店頭で陳列し販売する際に値札に「〇〇りんご」と表示する場合は、GIマークも貼付しなければならないのでしょうか。
- ② 小売業者がりんごをダンボール箱から出して陳列し、値札に「〇〇りんご」と表示する場合は、GIマークも付さなければならないのでしょうか。

- ① 需要者はダンボール箱に付されている地理的表示とGIマークを見れば、その産品が地理的表示の登録を受けているものであることを確認できることから、この場合は、流通・小売業者はそれぞれ送り状や値札にGIマークを付する必要はありません。（もちろん付することも可能です。）
- ② この場合は、一つずつのりんごに地理的表示とGIマークが付されているか否かにより、異なります。

（ア）付されている場合

需要者は陳列されているりんごを見て、地理的表示とGIマークを確認することができることから、値札に改めてGIマークを付する必要はありません。（もちろん付することも可能です。）

（イ）付されていない場合

陳列されているりんごには何ら表示が付されていないことから、需要者は値札の「〇〇りんご」という表示を見ても、そのりんごが地理的表示の登録を受けているものであるかどうか確認することができません。このため、小売業者は値札にGIマークを貼付する必要があります。

Q6. 流通業者や小売業者が、地理的表示とGIマークが付された箱等から登録産品を取り出して小分けし、各々に地理的表示とGIマークを付して販売する場合には、流通業者や小売業者はどのようなことに留意する必要がありますか。

小分けする際に、必ず地理的表示とGIマークをセットで付することが必要です。また、小分けし表示を付した産品が登録産品であることを示すことができるよう、入荷時の伝票等の保存や、新たに表示を付した事実及び小分け前の産品と小分けし表示を付した産品の対応関係が分かる書類（作業日報等）の作成・保存をしておくことが望ましいといえます。

Q7. 生産業者が地理的表示を付さずに流通させた登録産品に、流通業者や小売業者が地理的表示とGIマークを付する場合はどのようなことに留意する必要がありますか。

流通業者や小売業者が地理的表示とGIマークを付する場合は、当該産品が登録産品であることを生産業者等に確認することが必要です。その際に、その証拠として、証明書等を発行してもらい、保存しておくことも有益です。また、これに加えて、新たに表示を付した事実及び確認した産品と地理的表示を付した産品の対応関係が分かる書類（作業日報等）を作成・保存しておくことが望ましいといえます。



Q8. 「〇〇りんご」が地理的表示の登録を受けた場合に、

- ① 登録産品に「〇〇リンゴ」や「〇〇林檎」と付することは可能ですか。
- ② 登録産品に「〇〇apple」と付することは可能ですか。

① 可能です。

登録を受けている名称と社会通念上同一と認められる範囲のものの表示であれば、地理的表示と同一の名称に該当するものと認められます。登録を受けている名称に含まれるひらがな、カタカナ及び漢字を相互に互換して表示するものは、社会通念上同一と認められる範囲のものといえるため、地理的表示として付することができます。

② できません。

登録を受けている名称を翻訳した表示「〇〇apple」は社会通念上同一と認められる範囲のものの表示とは言えず、類似の表示に該当するものであると言えるため、「〇〇apple」を名称として登録していない限りは「〇〇apple」を付することはできません。

Q9. 地理的表示に図形を組み合わせる使用することや地理的表示を特殊な字体で表示することは可能ですか。

そのような商標が登録されていない場合は可能です。なお、そのような商標登録がなされており、当該商標権者が生産者団体に対し地理的表示に登録の申請をすることを承諾していた場合であっても、そのように商標登録を受けている図形的使用や特殊な字体での地理的表示の使用まで認められる、ということではありません。

Q10. 海外から地理的表示が付された模倣品（登録基準を満たさない農林水産物等）が輸入された場合は、取締りの対象となりますか。

地理的表示の使用規制は「付する」行為が対象となることから、既に海外において地理的表示が付された模倣品（登録基準を満たさない農林水産物等）を輸入すること自体は取締りの対象とはなりません。

しかしながら、

- ① 模倣品に用いられる送り状に地理的表示を付する場合
- ② 模倣品が小分けされ、小分けされたものに地理的表示を付する場合は使用規制の対象となり、取締りを行うこととなります。

Q11. 食品表示法等に基づく原産地表示は、地理的表示の使用規制の対象となるのでしょうか。

法令の規定に基づき農林水産物等の原産地を表示する場合は、原則として、地理的表示又はこれに類似する表示には該当せず、規制対象となりません。

ただし、原産地の表示が、その表示を付された商品が登録産品であると需要者に誤認を生じさせる方法で行われる場合には規制対象となることがあります。

具体的には、当該商品に係る一般的な原産地表示の方法に照らし、表示の位置や大きさ等から、原産地表示と製品の名称表示が組み合わさり全体として当該商品の名称であるかのように認識され、これにより当該商品があたかも登録産品であるかのように需要者が誤認するような場合が該当します。

例えば、「○○りんご」という地理的表示が登録を受けている場合に、登録産品に「○○産りんご」と表示することは、需要者が当該表示を商品名であると認識するような表示の方法による場合（「産」の文字が「○○」や「りんご」の文字に比べて著しく小さく表示されているような場合等）は、規制対象となることがあります。

Q12. 登録産品のカタログや広告に地理的表示やGIマークを表示することはできますか。

可能です。

なお、登録産品でないものに関するカタログや広告に、地理的表示やGIマークを付することは消費者に誤認を与えることから不適切であり、表示に関する他の法令に抵触する可能性があります。

Q13. レストラン等におけるメニューに地理的表示やGIマークを表示することはできますか。

登録産品を使った料理のメニュー表示に、その原材料が地理的表示の登録を受けているものであることを示すために地理的表示やGIマークを付することは可能です。

なお、登録産品を使用していないにも関わらず、地理的表示やGIマークを付することや、その料理自体が地理的表示の登録を受けているかのようにGIマークを付することは、消費者に誤認を与えることから不適切であり、表示に関する他の法令に抵触する可能性があります。

Q14. 「○○りんご」が地理的表示の登録を受けた場合に、牛肉に「○○りんごを食べて育った△△牛肉」やトマトに「○○りんごの生産者が作った××トマト」と表示することは可能ですか。

「○○りんご」の使用規制はりんごと同一の区分に属する農林水産物等又はその加工品に及ぶこととなっています。牛肉やトマトの場合、りんごと異なる区分に属するものであり（りんご：第3類（果実類）、トマト：第2類（野菜類）、牛肉：第6類（生鮮肉類））、原材料と加工品の関係にもないため、「○○りんご」を使用することは可能です。

ただし、その表示が消費者に誤認を与えるようなものである場合、表示に関する他の表示に抵触する可能性があります。



Q15. 地理的表示を付することができる「登録産品を主な原材料として使用した加工品」(登録に係る特定農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等)について、

① どのような行為が「製造」又は「加工」に該当しますか。

② 登録産品の原材料に占める割合に定めはありますか。

① 「製造」とは、原料として使用したものと本質的に異なるものを作り出すこと、「加工」とは材料の本質は保持させつつ、新しい属性を付加することをいいます。例えば、登録産品を単にカットしたり、小分けして販売する場合は「製造」又は「加工」に該当しませんが、異種のものを混ぜ合わせたもの(カット野菜等)はこれに該当します。

② 加工品に地理的表示を付することができるのは、登録産品が主な原材料として使用されている(当該加工品に登録産品の特性を反映させるに足りる量の登録産品が原材料として使用されている)場合です。

この「登録産品の特性を反映させるに足りる量」とは、

(ア) 加工品の全体重量に占める割合

(イ) 加工品の原材料のうち、登録産品と同一の種類の原材料に占める割合により判断されます。

(ア) については、加工品の種類と登録産品の性質に応じて、適切な割合は異なります。

(イ) については、登録産品と同一の種類の原材料のうち、少なくとも半量程度は登録産品が含まれる必要があると考えますが、半量を下回る場合であっても、特性を反映させるに足りると認められる場合は当該加工品に地理的表示を付することができる場合があります。

Q16. 登録産品を主な原材料として使用した加工品に地理的表示を付する際には、どのようなことに留意する必要がありますか。

原材料として使用する産品が登録産品であることを示すことができる書類(伝票、証明書等)を保存しておくことが望ましいといえます。

また、地理的表示法では、登録産品を原材料とした加工品に地理的表示を付する場合に、登録産品の使用割合を表示することを義務付けてはいませんが、需要者の利益保護の観点から、その使用割合が記載されることが望ましいといえます。

なお、食品表示法に基づく食品表示基準では、「特色のある原材料」の表示を行う場合はその使用割合を表示することが義務付けられており、登録産品はこの「特色のある原材料」に該当することから、同基準の対象となる一般用加工食品については使用割合を表示する必要があります。

Q17. 地理的表示の登録を受けた農林水産物等を使用した加工品にGIマークを付して、他の商品との差別化を図ることはできますか。

その加工品自体が地理的表示の登録を受けていない場合には、当該加工品にGIマークを付することはできません(p8参照)。ただし、当該加工品の原材料が登録産品であることや、原材料である当該産品の登録番号を記載することは可能です。

Q18. 地理的表示と同一又は類似の名称の登録商標の商標権者から承諾を得て、地理的表示の登録がなされた後、生産業者等が登録産品に地理的表示を付する際には、その商標権者から許可を得る必要はありますか。

登録の申請を行う段階では、申請した地理的表示と同一又は類似の名称の商標があった場合には当該商標の商標権者の承諾を得る必要がありますが、登録後の地理的表示の使用については承諾を得る必要はありません。

また、地理的表示を不正競争の目的で付している場合（図形を組み合わせたり、特殊な字体で地理的表示と同一又は類似の名称を表示したものを不正の目的で使用する場合。Q9参照。）でなければ、商標権の行使の対象とはなりません。

Q19. 地理的表示の登録を受ける前から引き続き不正の目的なく、その名称を使用してきた場合（先使用）は、地理的表示が登録された後も引き続き名称を使用できることとなっていますが、この「不正の目的なく」とはどのような場合ですか。

「不正の目的」とは、公序良俗や信義則に反する目的一般のことで、不正の利益を得る目的や、他人の利益を損害する目的のことを指します。

例えば、ある農林水産物等が登録の申請を行っていることを知り、その生産者団体に対して、財産上の損害を加えることや、先使用による地理的表示の使用をやめる見返りとして高額の金銭を要求することを目的として、その農林水産物等の地理的表示を使用することが挙げられます。

Q20. 他のロゴマーク（例：地域のご当地キャラクター）と、GIマークを組み合わせることはできますか。

GIマークを他のロゴマークと組み合わせることは可能です（例えば、イベントにおいて、地理的表示の登録を受けた産品について、その地域のキャラクターとGIマークを組み合わせたものを表示している場合）。

その際には、GIマークの趣旨に則り、適切にご使用ください。また、組み合わせによってGIマークの識別性が著しく低下するような使用は行わないようにしてください（例えば、GIマーク中の文字が識別できないような組み合わせ方で表示されている場合）。

Q21. 地域や団体の独自の認証マークを使用しているのですが、GIマークは別途付さなくてはならないのですか。

地域や団体で独自に定められた基準を満たしていることを示す認証マークが使用されている場合であっても、登録産品に地理的表示を付する場合には、併せてGIマークを使用する必要があります。

ただし、従来使用してきた認証マークは、引き続き使用していただくことが可能です。



Q22. GIマークをイベントや名刺に使用することはできますか。

GIマークをイベントの広告や看板、名刺等に使用することは可能です。
ただし、GIマークは、その製品が日本の地理的表示保護制度の登録を受けているものであることを示すものであり、GIマークを使用する際には、その趣旨に則り、適切にご使用ください。

Q23. 外国に輸出する際、GIマークはどのような効果があるのですか。

GIマークは日本の地理的表示保護制度において定められたマークですので、登録産品を海外に輸出する際にもGIマークを付することで、その製品が日本の地理的表示保護制度の登録を受けていることを海外の需要者にアピールすることができます。

また、現地で模倣マークが流通しないよう、GIマークは複数の国で商標出願・登録を行っております。

Q24. GIマークはどこで入手することができますか。シールの販売は行っていますか。

GIマークは、農林水産省のウェブサイト(P25参照)において、データをダウンロードすることができます。

登録番号を記載できる形式のデータもダウンロードできますので、詳しくは農林水産省のウェブサイトをご覧ください。

なお、農林水産省において、GIマークが印刷されたシールの販売は行っておりません。

Q25. GIマークを使用する場合、農林水産省に対して使用料の支払や届出は必要ですか。

GIマークのデータを農林水産省のウェブサイトからダウンロードする際や、GIマークを使用する際に、農林水産省に対して支払う費用はありません。

また、これらの際に農林水産省に届出を行う必要もありません。

Q26. GIマークを貼付する際に、何か書類を作成・保存する必要がありますか。

登録を受けた生産者団体の構成員である生産業者は、登録産品に地理的表示及びGIマークを付する際に、生産行程管理業務規程において、「地理的表示等の使用の確認」として定められている内容を適切に実施する必要があります。例えば、生産行程管理業務規程に、「生産業者に地理的表示等の使用実績を確認できる書類（帳簿や出荷伝票等）を保管させ、必要に応じて生産者団体がその保管状況を確認する」と定められている場合には、生産業者は地理的表示及びGIマークを貼付する際には、その実績を確認できる書類（帳簿や出荷伝票等）を保管することが必要となります。（申請者ガイドライン別紙3をご参照下さい。）

なお、流通・小売業者の方の書類作成・保存についてはQ6、Q7をご覧ください。

Q27. GIマークを貼付する際は、登録番号を付する必要があるのでしょうか。

登録産品にGIマークを付する場合には、併せて登録番号を記載するようにしてください。ただし、登録産品又はその包装等に登録番号を記載するスペースが十分に確保できない場合や、登録番号を記載することで全体のデザインを大きく損ねるような場合には、登録番号の記載を省略することが可能です。

登録番号の省略を行う場合には、事前に農林水産省新事業創出課までご連絡ください（p25を参照）。

Q28. 登録産品に地理的表示を付する場合のGIマークの貼付義務は、登録された日からすぐに発生するのでしょうか。

原則として、GIマークの貼付義務は登録された日から発生します。ただし、包装材等の切り替えに時間を要する場合や流通在庫がある場合等、登録された日からすぐにGIマークを付することが困難な場合も想定されます。このような困難な事情がある場合にはGIマークを貼付していなくても認められる場合があります。

Q29. 地理的表示やGIマークの使用についての相談はどこに行えばよいですか。また、地理的表示やGIマークの不正使用が疑われる表示を見つけた場合はどうすればよいのでしょうか。

農林水産省食料産業局新事業創出課及び各地方農政局等（P25を参照）において、地理的表示やGIマークの使用に関する相談を受け付けています。また不正使用が疑われる表示に関する情報も同じ窓口で受け付けています。



4 お問い合わせ先

本ガイドラインの内容を含め地理的表示法の内容については、以下の担当までお問い合わせください。また、地理的表示やGIマークの不正使用が疑われる表示に関する情報も受け付けております。

なお、関連資料は農林水産省のウェブサイトに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

担当部署	電話番号
北海道農政事務所農政推進部 経営・事業支援課 (北海道)	011-642-5485
東北農政局経営・事業支援部 事業戦略課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	022-263-1111 (内線4374)
関東農政局経営・事業支援部 事業戦略課 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	048-740-0342
北陸農政局経営・事業支援部 事業戦略課 (新潟県、富山県、石川県、福井県)	076-232-4233
東海農政局経営・事業支援部 事業戦略課 (岐阜県、愛知県、三重県)	052-746-1215
近畿農政局経営・事業支援部 事業戦略課 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	075-414-9025
中国四国農政局経営・事業支援部 事業戦略課 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	086-224-4511 (内線:2668、2168、2157)
九州農政局経営・事業支援部 事業戦略課 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	096-211-9111 (内線:4553)
内閣府沖縄総合事務局農林水産部 食品・環境課 (沖縄県)	098-866-1673

農林水産省 食料産業局 新事業創出課

電話番号 03-6738-6319

URL: http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html